

令和3年1月7日からの大雪による災害により被害を
受けた方々への支援について

令和3年1月12日
キャピタル・パートナーズ証券株式会社

この度の令和3年1月7日からの大雪による災害により被災されました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

弊社は、被災者の方々や被災地の救援・復旧に役立てていただくため、災害救助法適用市町村（※）にお住まいの皆さまに対し、以下のような可能な限りの便宜を図り、ご支援させていただきます。

- ・お届け印等を紛失された皆さまに対する可能な限りの便宜措置
- ・お預りしている有価証券の売却、解約代金の受渡日以前のお支払いの申出があった場合の可能な限りの便宜措置

（※）災害救助法適用市町村（1月12日現在）

秋田県	横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、仙北郡美郷町、雄勝郡羽後町、雄勝郡東成瀬村
新潟県	長岡市、柏崎市、十日町市、糸魚川市、妙高市、上越市
富山県	砺波市、小矢部市、南砺市、氷見市
福井県	福井市、あわら市、坂井市、大野市、勝山市

[詳しくは以下の内閣府ホームページをご参照ください]

[内閣府ホームページ] <http://www.bousai.go.jp/index.html>

【お問合せ】

お困りの点やご不明な点がございましたら、お取引店 または コンプライアンス部
(03-3518-9353／平日 9:00~17:00) までお問合せください。